

議案第 4 号

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄について

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権を、次のとおり放棄する。

令和 3 年 2 月 17 日 提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
昭和53年度	貸 付 金	20,000円	1件	民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第167条第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
昭和57年度		144,500円	1件	
昭和62年度		120,000円	1件	
昭和63年度		438,875円	2件	
平成6年度		226,000円	1件	
平成8年度		84,000円	1件	
平成9年度		122,000円	1件	
平成12年度		472,000円	2件	
平成14年度		608,000円	1件	
平成16年度		1,106,000円	3件	
合 計		3,341,375円	14件	

放棄する貸付金に係る守口市奨学資金条例第11条の規定に基づく債権放棄の日までの延滞金についても放棄する。